

地域との意見交換会 Q&A

昨年度（令和2年度）、各地区での「意見交換会」で、多くの自治会長から出されたご意見やご質問のうち、主なものについて市からの回答を紹介します。

～自治会加入促進関連～

Q1. 自治会加入を案内するときどのように説明すれば良いのか

A1.▶ 自治会は、地域の住民が自主的につくりあげる住民自治組織です。防犯外灯の設置や防災の取り組み、町内の美化活動や交流行事などを協力し合って行うことで、自分たちの住んでいる地域を住みやすいものにしていきます。

それらの活動や行事などを通じてご近所同士がつながることで、いざという時に助け合える関係を築くことができます。また、日ごろからでも個人や家族では解決できない様々な問題について、自治会の皆さんで協力して考えていくことができます。

また、町内の防犯外灯の維持管理（電灯料の1/5、設置修繕費の1/2以上を自治会費から拠出）、ごみ集積場の清掃管理（清掃や立ち番の出会い、ごみ集積場の設備購入負担）、災害時などの高齢者の見守りなどについて、自治会に加入している地域の皆さんが会費や出会で負担していることを説明していくことも大切です。

なお、市としても、普段から地域の中で自治会が担っている活動を、より多くの地域住民に知ってもらうため、今後とも自治会の皆さんと相談しながら、自治会の活動内容やその有用性などについて広報、啓発していきます。

【自治会活動による効果の一例】

- ・地域とのつながりを育む
- ・地域や行政からの情報を確実に得られる
- ・ひとりで解決できない暮らしの問題を皆で助け合い、地域として取り組める
- ・ご近所の連携による防犯、交通安全、福祉など暮らしの安全・安心を高める
- ・日常からの災害対策を講じ、有事の際に共に助け合える関係を構築する

Q2. アパートなどの集合住宅では未加入者が多く、仲介業者等の対応が望まれる

A2.▶ 令和2年4月施行の自治会加入にかかる条例において、事業者の役割として住宅関連事業者は住宅に入居する方に対して自治会に関する情報を提供するよう努めていただくこととしており、以前からも四日市市自治会連合会・三重県宅地建物取引業協会・四日市市の3者で協定を締結し、集合住宅への入居者に対して、住宅関連の事業者からも自治会への加入を案内して頂いています。

今後とも、引き続き仲介業者等に対して賃貸契約を行うときなどに必ず自治会加入を案内していただくよう働きかけていきます。

また、自治会として個々に仲介業者や集合住宅の管理会社もしくはオーナー等に協力を依頼する場合は、市としての働きかけも検討していきたいと思っておりますので、地区市民センターまでご相談ください。

Q3. 自治会は強制加入にできないのか

A3.▶ 加入を強制することはできません。(平成17年4月26日最高裁判決では、自治会の入退会は「意思決定の自由」から強制できないとの判断がありました。)

しかしながら、地域には個人で解決できない課題が多くあり、住民の力を合わせる必要があります。防犯や美化など普段見えにくい部分において、自治会活動によって良い状態に保たれている状況を理解してもらい、自主的に加入をしてもらうよう働きかけていく必要があります。

Q4. 外国人住民に対して自治会加入などの啓発を進めてほしい

A4.▶ 現在、四日市市内にはおよそ1万人の外国人が住んでいます。国籍も60カ国を超えており、話す言葉や生活文化も多様となっています。このことから、加入案内に際して、自治会活動がわかる内容の外国語版パンフレットを主要な言語で作成しましたので、活用いただきたいと思います。

また、状況に応じて、地区市民センター職員が協力し、ICTを活用した3者通訳サービスや翻訳アプリ等を用いて理解を深めてもらえるような取り組みも行っていきたいと考えていますので、地区市民センターにご相談ください。

Q5. 自治会が中心となって管理しているごみ集積場に、自治会未加入者がごみを出すことができるか

A5.▶ 市民の方は、自治会の加入、未加入を問わず、市が指定したごみ集積場にごみを出すことができます。未加入者に対してごみ集積場を使用させないようにすることは、当該未加入者に対する不法行為とみなされる場合があります。

一方で、ごみ集積場は、当該集積場を利用する方が連帯して維持管理していただき、自治会に未加入の方も、ごみ集積場の維持管理については、地域のルールに従って協力をしていただく必要があります。これについては、市においても、引き続き周知、啓発を行っていきます。

Q6. 高齢化に伴い自治会運営が危惧される。今後、解散にもなりかねないので、自治会の統合などを市で行ってもらえないか

A6.▶ 自治会は地縁に基づき形成された自治組織であって、自治会の在り方については、地域の慣習、地域が有する諸課題、地域住民の気質等により、地域住民自らが形成していくものです。

このことから、組織の主体性を守るためにも、自治会の規模や統合も含めた在り方などについては、それぞれの自治会で決定いただくものですが、お困りの際は、地区市民センターに相談ください。市としても自治会の基盤強化に向けた協働や活動を支援するよう努めていきます。

Q7. ウェブ会議が若手呼び込みに有効だが、使える環境などを整えてほしい

A7.▶ ウェブ会議などの新たな手法については、地域でのアドバイスができるよう地区市民センターをはじめとする市職員のスキルアップにも努めるとともに、地域の広い世代の皆さまに活用してもらえよう順次、地区市民センターの生涯学習講座等に組み入れて学べる機会を提供していきます。

また、自治会の集会所などにおけるインターネット環境整備につきましては、補助対象とすることも含めて今後の検討課題とします。

～自治会長の負担軽減などに関すること～

Q8. 民生委員や国勢調査員などの推薦や募金、立ち合いなどが負担となっている

A8.▶ 各種推薦依頼について、そのお願いをする制度によっては、法令等で規定されているものや全国画一的なものがあり、本市だけでは整理できないものもあります。しかしながら、制度の運用面や依頼の内容などについて関係部局では継続的に見直しを図ることとしています。

そのうえで、地域での推薦などを引き続きお願いするものにつきましては、人選に関して積極的に地区市民センター職員が関わるなどして、できる限り自治会長の負担軽減になるよう進めていきたいと考えています。

Q9. 申請書などの諸手続きや打ち合わせ等に関してオンライン化を進めてほしい

A9.▶ 市では、各種手続きにおいて申請等を電子データの形で入力するなどの行政手続きのオンライン化を推進していくことを、2020年度(令和2年度)からの総合計画に位置付けしています。

また、ウェブ会議の手法を用いて、地域づくりに関する行政との打ち合わせなどをオンラインで行うようなことも検討していきます。

Q10. 回覧やポスターの掲示物や回数などを減らしてほしい

A10.▶ 市からお願いする回覧物やポスターについては、毎年、各地区連合自治会に委託業務としてお願いしています。この委託が過度に自治会長の負担とならないよう、必要性を十分に精査したうえで計画的に配布することについて、各担当課に配置している広報広聴主任への周知を徹底してまいります。

また、ポスター掲示スペースが不足しないよう、期限を定めて掲示依頼をするなどの調整を行っていますが、今後ともインターネット等を活用するなど、掲示物の軽減に向けた検討も行っていきます。

Q11. 工事や開発等の業者から押印を求められることがあるが、責任を伴うと考えたと負担に感じる

A11.▶ 工事や開発事業等にあたり、業者が自治会長に説明を行うのは、地域のルールや独自の慣習等があれば事前に伺うなどしたうえで施工内容を理解いただき、円滑に事業を進めるためのものであり、その証として押印や署名などを求められる場合があります。特に開発事業を業者が行うにあたっては、開発事業が円滑に進むよう、地元で説明を行うことが条例で定められており、その報告のために業者から押印や署名などを求められる場合があります。

押印等を求められる内容にもよりますが、判断を迷われたりするようでしたら、地区市民センターや関係課にご相談ください。

～その他 地域に関すること～

Q12. 空き家になっている家が増えている。どのように対応すれば良いのか。

A12.▶ 空き家の所有者等(所有者または管理者)は、空家特措法や空き家条例に基づき、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理に努めなければなりません。また、市は空き家等に関する対策や必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市民や事業者の自主的な活動の促進を図ることとされています。

現在、四日市市では、子育て世帯等の中古空き家住宅への住み替えを支援する事業や木造住宅耐震化促進事業に係る補助制度等の支援措置を設けており、それらの周知を図り活用を促すことで、空き家等の既存住宅の品質向上及び老朽空き家の除却促進に努めているところです。

令和3年度からは、空き家バンクへの奨励制度や旧耐震基準空き家の除却費用の補助制度など、空き家の除却や利活用を促進する支援制度を新たに創設したところです。

また、令和2年度には、市内全域を対象とした空き家実態調査を実施しており、今後、活用できる空き家や除却等を進める必要がある空き家を把握した上で、それぞれに必要な対策に一層取り組んでまいります。

自治会の皆様におかれましては、本市の各種支援制度等をご紹介いただくなど、空き家の所有者等への働きかけや地域での見守り活動にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、地域で管理不全な空き家が見つかるなど対処にお困りの際には、市から所有者等に対し、適正管理に係る指導や助言が行える場合がありますので、担当課または地区市民センターまで情報をご提供いただきますようお願いいたします

Q13. 資源物の持ち去りがなくなる。どのように対応すれば良いのか。

A13.▶ 持ち去り行為を見たときは、日時、場所、車のナンバー、持ち去った物、人物の特徴などを生活環境課(354-8192)までお寄せください。

四日市市では警察と合同で張り込みや、警備会社に委託してパトロールを行っていますが、持ち去り行為は悪質化しています。威圧的な態度や乱暴な車の運転、交通法規の違反などを見たときは警察に連絡してください。相手方を刺激すると無謀な行動を取り、事故等を誘発する危険性がありますので、身の安全を第一に、可能な範囲でのご協力をお願いします。

Q14. ごみの収集日にごみ集積場の立ち当番をする必要があるのか。

A14.▶ 各地域において、自治会を中心に、立ち当番や清掃、ごみの分別指導など、様々な協力をいただくことにより、地域的美観が保たれるとともに、ごみや資源物のスムーズな収集が可能となっています。

一方で、高齢化や核家族化が進むなか、これらの協力が地域の皆さまにとって、大変な負担になっていることもありますので、立ち当番などにつきましては、それぞれの地域の実情に応じて、取り組んでいただくことをお願いします。

Q15. 土木要望や道路照明の不具合など住民からの改善要望に対する市の反応が遅いがどのようにしているのか。

A15.▶ 公共施設の修繕等で地域から要望を頂いた案件につきまして、各担当課において順次処理しているところではありますが、特に、工事などは、年度当初から計画しているものと緊急に対応しなければならないものが重なることなどから、年度後半になるほど処理案件が多くなり、対応が遅れてしまうことが散見されます。

これらにつきましては、地区市民センターも進捗状況の確認に努めることとし、各担当課に対しては、地域への結果報告、もしくは、対応が遅れてしまう場合においては、その旨を地域に伝えることを徹底します。

Q16. 地区内不審者に対してどのように対応すれば良いのか。

A16.▶ 身の危険も考えられますので、地区内で不審者を見かけた場合には、最寄りの警察署、交番、駐在所へ連絡していただくようお願いします。

また、高齢者の場合は徘徊の可能性がありますので、最寄りの在宅介護支援センターへ連絡いただくか、地区市民センターに連絡いただければ地区市民センターから在宅介護支援センターに情報提供します。

なお、市では、不審者情報をはじめとした防犯情報を「四日市市安全安心メール」で無料配信しています。

まだ登録されていない方は、ぜひご登録ください。

(右の QR コードを携帯電話で読み取り登録、または、

t-yokkaichi-city@sg-m.jp 宛てに空メールを送信)



Q17. 連絡員の報酬単価が低いのではないか。

A17.▶ 市の広報物配布を 420 名ほどの連絡員にお願いしており、連絡員には、市の行政情報である市広報等を受け取り各戸に配布するなど、主に次の業務を行っていただいています。

- 【連絡員の業務】
- ①市広報などの全戸配布文書の配布
 - ②回覧物、ポスターなどの自治会長宅までの配布
 - ③配布世帯数調査の報告
 - ④その他、特に市が依頼する連絡事務 など

加えて、配布業務を行う中で、例えば高齢者がお住まいのお宅のポストに郵便物が溜まっているなど普段とは違う状況に気付いた時は、各地区市民センターや市民生活課に報告してもらうことにもなっています。

この連絡員の単価につきましては、配付物の種類や配付数などで金額を定めており、現在、1世帯あたり月 73 円で計算しています。単価設定につきましては、引き続き、定期的に検証していくこととします。

Q18. マイナンバーカードの紛失などのリスクに対する情報提供をするべきでないか。

A18.▶ マイナンバーカードの IC チップには、必要最小限の情報のみ記録されており、税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていません。また、マイナンバーカードは数字4桁のパスワードを一定回数間違えるとマイナンバーカードがロックされる仕組みになっています。さらに、不正に情報を読み出そうとする場合、IC チップが自動で壊れるようになっています。2021年10月(予定)から健康保険証として利用可能になった場合も、ご自身の特定健診結果や薬剤情報が IC チップに入ることはありません。万一紛失した場合には、24時間365日対応のコールセンターに連絡し、一時停止の手続きを行うとともに、最寄りの警察署へ遺失届を提出していただくことになります。

マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178) (通話無料)

今後、マイナンバーの普及に際し、このような情報も併せて提供していきます。

Q19. 竹林伐採や蜂駆除など、かつては市が行ってくれたものもあったかと思うが、現在は自治会の負担となっているので改善してほしい。

A19.▶ スズメバチの駆除は、大変危険なため、特殊な装備や経験が必要となりますので専門業者での対応をお願いします。また、通学路沿いなどの危険木の除去を地域が行う際、農水振興課から助成があります。

いずれについても、どのように対応するべきかわからない場合は、地区市民センターまでご相談ください。

Q20. 災害時の報告や証明について自治会長が行うことを今一度教えてほしい

A20.▶ 毎年各地区連合自治会と市との間で契約を締結している広報連絡等事務委託契約の仕様書「4 業務内容」の中に「災害時の罹災の取りまとめ業務」と記載があり、この契約に基づいて自治会に被災状況のとりまとめ、報告をお願いしています。

また、市が災害見舞金の給付や市税の減免などの各種公的救済を迅速に行えるようにするため、災害対策基本法に定める罹災証明事務の一環で、被災者台帳へ登載するための市職員による現場確認作業を補完していただく趣旨から、自治会長に被災状況の確認とその証明をお願いする場合があります、そういった業務も含まれていることをご理解ください。

なお、民間損害保険会社や共済事業団体等への保険金請求のための添付資料として利用する目的で、市民から罹災証明の交付請求があった場合には、従来の「罹災証明」に代えて「被災届出証明」を市として発行する運用を平成31年4月から開始しており、この「被災届出証明」においては、自治会長の確認・押印は不要となっています。